

市民マナー条例の経緯

【平成 9 年 10 月 1 日 ポイ捨て禁止条例施行】

「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」（平成 9 年芦屋市条例第 25 号）施行。
空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。

【平成 19 年 6 月 1 日 市民マナー条例施行】

市民の安全や快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」（平成 19 年芦屋市条例第 13 号）を制定。喫煙禁止区域（JR 芦屋駅周辺）の設定，歩行喫煙，たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て，飼い犬のふんの放置，夜間花火（午後 9 時～午前 6 時），落書き等の禁止を定める。

※歩行喫煙については，努力義務規定。

【平成 21 年 7 月 1 日 市民マナー条例改正】

市民の意見を受け，潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。

【平成 23 年 6 月 1 日 市民マナー条例改正】

芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止，キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制（午後 6 時～午前 8 時），喫煙禁止区域を鉄道駅周辺 1 箇所（JR 芦屋駅周辺）から 3 箇所（阪神芦屋駅・阪神打出駅・阪急芦屋川駅周辺）追加指定。

【平成 25 年 10 月 1 日 市民マナー条例改正】

歩行喫煙等につき，努力義務から禁止へ

「平成 26 年 3 月芦屋市市民マナー条例推進計画の策定」

市と市民及び事業者が協働して，より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために策定したもの。

【平成 26 年 8 月 1 日芦屋市市民マナー条例推進連絡会立ち上げ】

推進計画の施策の推進にあたり，地域と行政が一体となった取組を効果的かつ継続的に行うため，地域活動団体，商工活動団体，美化推進員，関係行政機関及び行政関係者をメンバーとする本連絡会が組織された。

市民マナー条例（推進計画）とは

市民マナー条例とは

市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例(条例第1条抜粋)で平成19年に制定したもの。条例制定の経緯やその後の改正については、裏面の「市民マナー条例の経緯」参照。また、対象となる行為については、別添チラシ「清潔で安全・快適なまちづくりについて」を参照下さい。

芦屋市市民マナー条例推進計画とは

市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するため、平成26年3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」が策定されました。

なお、推進計画書は以下のような作りになっています。

- ・市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ・市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ・現状の課題（アンケート結果等からみえてきた）
- ・今後の取組の方向性
- ・基本目標別の具体的な取組
- ・推進体制

調査結果から、芦屋市は美しく快適なまちと一定評価されていますが、まだ禁止区域外でのマナー違反や解決に至らない課題もあり、より一層の取組が必要ということで、今後の取組の方向性を示しています。その柱には以下の4つキーワードと基本目標があります。

- ①「知らせる」・・・より一層の周知・啓発を行う
- ②「学ぶ」・・・子どもころからマナーを守る心を育む
- ③「行動する」・・・市・市民・事業者の一体的な取組を行う
- ④「つなぐ」・・・継続的な取組を行う仕組みを創る

そして、この計画を推進していく上で、本連絡会が設置されました。

推進連絡会の目的・役割について

より一層の取組を進めるにあたって、本連絡会は、市民や事業者様などさまざまなネットワークをお持ちの団体様及び行政関係者から選出された委員により構成されており、事業の進捗管理を行い、次年度の活動へ反映させることを目的としています。なお、本年度は計画の中間年度にあたり、中間検証を行うこととなっています。